

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|------------------------|
| 10 | 北九州市 介護保険に関する事務 全項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北九州市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

北九州市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和7年8月18日

項目一覧

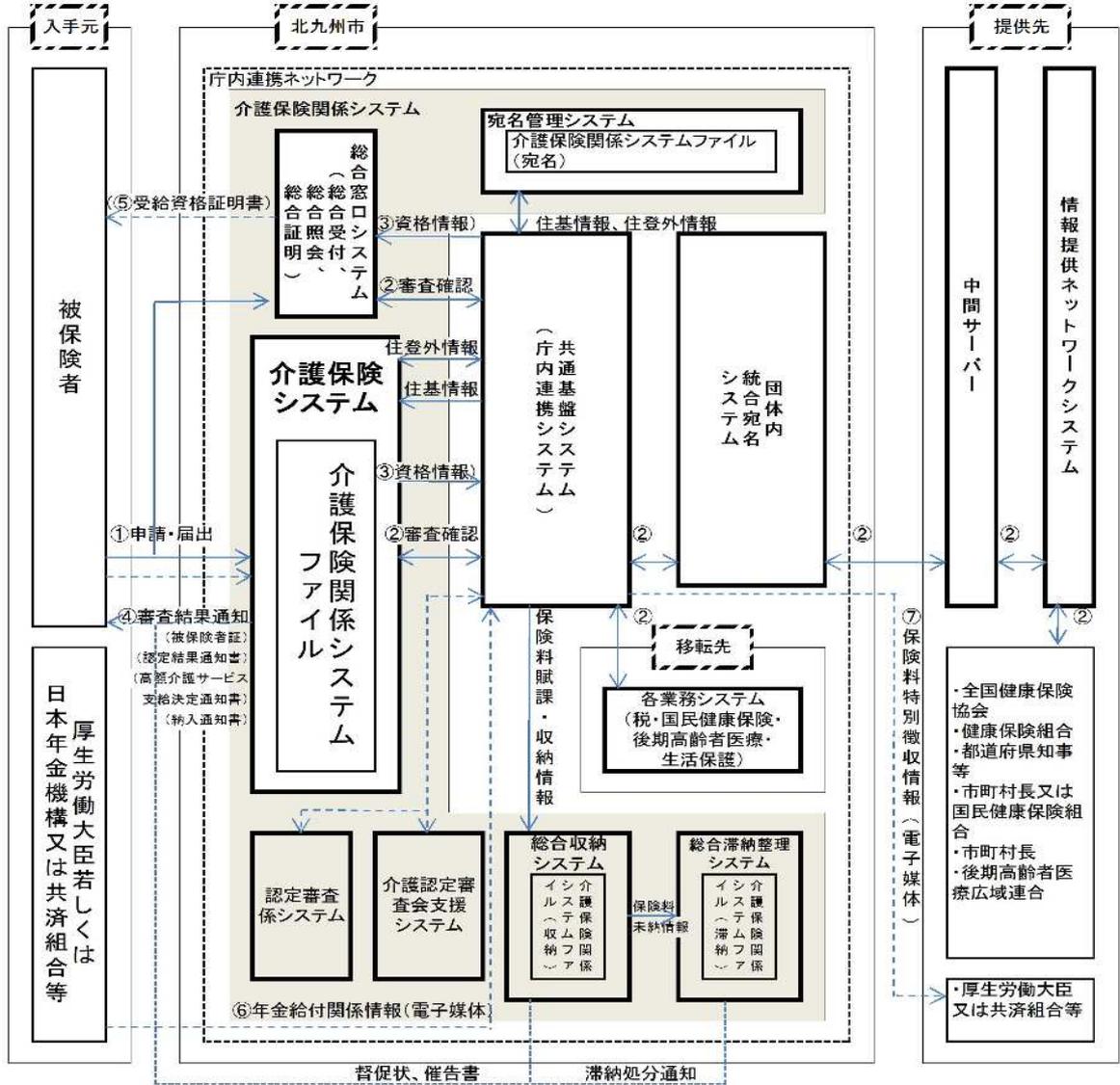
| |
|---------------------------------|
| I 基本情報 |
| (別添1) 事務の内容 |
| II 特定個人情報ファイルの概要 |
| (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 |
| III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 |
| IV その他のリスク対策 |
| V 開示請求、問合せ |
| VI 評価実施手続 |
| (別添3) 変更箇所 |

| システム6～10 | |
|-------------|--|
| システム6 | |
| ①システムの名称 | 総合収納システム |
| ②システムの機能 | <p>介護保険システム及び各賦課業務システムの収納データを管理し、決算事務や滞納整理対象者の抽出を支援するシステムであり、次の機能を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 金融機関からの入金情報の取り込み 2 還付・充当情報の作成及び通知書の作成 3 督促状、催告書の作成 4 統計・決算情報の作成 5 口座情報・納税貯蓄組合情報の管理 6 延滞金・還付加算金の計算 |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (総合滞納整理システム、国民健康保険システム、介護保険システム、後期高齢者医療システム、市営住宅管理システム、就学援助システム、子ども・子育て支援制度システム、下水道システム、し尿処理手数料システム、ごみ処理手数料システム、母子寡婦福祉資金貸付金システム、入金管理システム、住宅貸付償還システム)</p> |
| システム7 | |
| ①システムの名称 | 総合滞納整理システム |
| ②システムの機能 | <p>介護保険システム及び各賦課業務システムの滞納データを管理し、滞納整理を支援するシステムであり、次の機能を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 総合収納システムからの滞納データの取り込み 2 滞納者情報の管理 3 各滞納処分書類の作成 4 納付書・催告書の作成 5 統計・決算情報の作成 6 延滞金の計算 |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (総合収納システム、国民健康保険システム、介護保険システム、後期高齢者医療システム、市営住宅管理システム、就学援助システム、子ども・子育て支援制度システム、下水道システム、し尿処理手数料システム、ごみ処理手数料システム、母子寡婦福祉資金貸付金システム、入金管理システム、住宅貸付償還システム)</p> |

| 3. 特定個人情報ファイル名 | |
|----------------------------|--|
| 介護保険関係システムファイル | |
| 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 | |
| ①事務実施上の必要性 | 1. 被保険者・要介護認定者等の把握のため。 2. 介護保険料の賦課・徴収のため。 3. 介護保険給付の管理のため。 4. 多くの対象者を正確かつ迅速に処理するには、電算システムの利用が必要不可欠であるため。 |
| ②実現が期待されるメリット | 保険者として個人特定の正確性向上が期待できる特定個人情報ファイルを利用することで、保険料の賦課・徴収、保険給付を公平、公正に行うことが可能となる。 また、特定個人情報ファイルが電子情報としてシステム間を連携することにより、従来の紙媒体で連携された情報の手入力に比べ、正確かつ迅速に事務処理を行うことが可能となる。 |
| 5. 個人番号の利用 ※ | |
| 法令上の根拠 | ・番号法 第9条第1項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条 ・北九州市個人番号の利用に関する条例第3条別表第1の9の項、別表第2の26の項、別表第2の39の項 |
| 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ | |
| ①実施の有無 | [実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号及び別表 (情報提供の根拠) ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、132、137、144、145、158、161の項 (情報照会の根拠) ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の131及び132の項 |
| 7. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 保健福祉局長寿推進部介護保険課 |
| ②所属長の役職名 | 保健福祉局長寿推進部介護保険課長 |
| 8. 他の評価実施機関 | |
| | |

介護保険に関する事務の内容

特定個人情報 →
その他情報 - - -



(備考)

- ① 窓口にて本人確認を行い、申請・届出を受け付ける。
 - ② 申請・届出の審査に必要な業務関係情報について、市内連携システム経由で他業務システムに、又は情報提供ネットワーク経由で他市町村長等に照会を行う。
 - ③ ワンストップサービスにより総合窓口システムで受け付けたものは、資格情報の確認が行われる。
 - ④ 被保険者証、認定結果通知書、高額介護サービス支給決定通知書、納入通知書等の審査結果を申請・届出者に通知する。
 - ⑤ ワンストップサービスにより総合窓口システムで受給資格証明書等を交付する。
 - ⑥ 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等から、年金給付関係情報を電子媒体により送付を受け、共通基盤システム経由で取り込みを行う(紙媒体のものも存在する)。
 - ⑦ 厚生労働大臣又は共済組合等へ、保険料特別徴収情報を電子媒体により送付する。
- ※介護認定審査会支援システム・認定審査係システムは認定審査会に関する事務を行うが、特定個人情報ファイルの取扱いはない。

II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|----------------|--|
| 介護保険関係システムファイル | |
| 2. 基本情報 | |
| ①ファイルの種類 ※ | [システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) |
| ②対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | <ul style="list-style-type: none"> ・本市に住所を有する第1号被保険者、要介護認定を受けた第2号被保険者及びその同一世帯に属する者(資格取得後、転出・死亡等により資格喪失した者も含む) ・本市の適用除外施設に入所する者 ・他市町村の住所地特例施設に入所する住所地特例被保険者 |
| その必要性 | 正確かつ公平・公正な介護保険に関する事務を迅速に行うため。 |
| ④記録される項目 | [100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 |
| 主な記録項目 ※ | <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (公金受取口座情報) |

| | | |
|---------|---------|---|
| | その妥当性 | <p>1 識別情報 介護保険に関する事務を行う対象者を正確に特定するために保有する。</p> <p>2 連絡先等情報 介護保険に関する事務を行う対象者の申請・届出時点、介護保険料賦課期日時点の居住地・世帯情報を把握するために保有する。</p> <p>3 業務関係情報</p> <p>(1) 地方税関係情報 保険給付の支給における高額介護サービス費等の支給決定、介護保険料の徴収における保険料の所得段階決定を行うために保有する。</p> <p>(2) 医療保険関係情報 保険給付の支給における高額医療合算介護サービス費の支給決定を行うために保有する。</p> <p>(3) 生活保護・社会福祉関係情報 保険給付の支給における高額介護サービス費等の支給決定、介護保険料の徴収における保険料の所得段階決定を行うために保有する。</p> <p>(4) 介護・高齢者福祉関係情報 介護保険に関する事務全般の処理に必要な情報及びその処理結果情報として保有する。</p> <p>(5) 年金関係情報 介護保険料の徴収において、年金からの特別徴収を行うために保有する。</p> <p>(6) 公金受取口座情報 介護保険における給付(保険料還付を含む)のため、対象者の公金受取口座情報を保有する。(ただし、対象者本人による利用希望の意思表示のあるものに限る。)</p> |
| | 全ての記録項目 | 別添2を参照。 |
| ⑤保有開始日 | | 平成28年1月1日 |
| ⑥事務担当部署 | | 保健福祉局長寿推進部介護保険課 |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | | |
|-----------------|--|--|
| ①入手元 ※ | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (財政・変革局課税第一課、総務市民局区制推進課、保健福祉局保険年金課、保護課) <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構、デジタル庁) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (医療保険者又は後期高齢者医療広域連合、介護保険法第20条に規定する他の法令による給付を行うこととされている者、市町村長、都道府県知事等) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 () | |
| ②入手方法 | <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 () | |
| ③入手の時期・頻度 | 1 識別情報: 随時 2 連絡先等情報: 随時 3 業務関係情報 (1) 地方税関係情報: 毎月1回 (2) 医療保険関係情報: 毎月1回 (3) 生活保護・社会福祉関係情報: 毎月1回 (4) 介護・高齢者福祉関係情報: 随時 (5) 年金関係情報: 随時 (6) 公金受取口座情報: 随時 | |
| ④入手に係る妥当性 | 介護保険に関する事務を適正に行うため、法令等の範囲内で適宜、申請・届出等の情報として収集を行う必要がある。 | |
| ⑤本人への明示 | 1 識別情報 介護保険法施行規則にて申請、届出時の記載事項として定められている。 2 連絡先等情報 介護保険法施行規則にて申請、届出時の記載事項として定められている。 3 番号法第19条第1項第8号、番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の131及び132の項に定められている。 | |
| ⑥使用目的 ※ | 介護保険に関する事務において、被保険者の管理を適正に行うため。 | |
| | 変更の妥当性 | - |
| ⑦使用の主体 | 使用部署 ※ | 保健福祉局介護保険課、保護課、認知症支援・介護予防課、地域福祉推進課、健康推進課、保健衛生課、障害者支援課、地域リハビリテーション推進課 総務市民局区政推進課、区政事務センター 財政・変革局収税企画課、各市税事務所料金納付課、各市税事務所納税課 各区役所保健福祉課、各区役所保護課、各区役所市民課・出張所 |
| | 使用者数 | <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |

| | |
|-------------------------|---|
| <p>⑧使用方法 ※</p> | <p>1 識別情報 介護保険に関する事務を行う対象者を正確に特定する際に使用する。 2 連絡先等情報 介護保険に関する事務を行う対象者の申請・届出時点、介護保険料賦課期日時点の居住地・世帯情報を把握する際に使用する。 3 業務関係情報 (1) 地方税関係情報 保険給付の支給における高額介護サービス費等の支給決定、介護保険料の徴収における保険料の所得段階決定を行う際に使用する。 (2) 医療保険関係情報 保険給付の支給における高額医療合算介護サービス費の支給決定を行う際に使用する。 (3) 生活保護・社会福祉関係情報 保険給付の支給における高額介護サービス費等の支給決定、介護保険料の徴収における保険料の所得段階決定を行う際に使用する。 (4) 介護・高齢者福祉関係情報 他自治体で受けていた介護保険に関する決定内容を継続させる際等に使用する。 (5) 年金関係情報 保険給付の支給における高額介護サービス費等の支給決定、介護保険料の徴収における保険料の所得段階決定を行う際に使用する。 (6) 公金受取口座情報 介護保険における給付(保険料還付を含む)における受取口座の確認に使用する。(ただし、本人による利用希望の意思表示のあるものに限る。)</p> |
| <p>情報の突合 ※</p> | <p>1 識別情報 北九州市の識別番号、介護保険被保険者番号と紐付けて使用する。 2 連絡先等情報 介護・高齢者福祉関係情報と突合して各種通知書を作成する。 3 業務関係情報 (1) 地方税関係情報 連絡先等情報、介護・高齢者福祉関係情報と突合して高額介護サービス費等の支給決定、保険料の所得段階決定等を行う。 (2) 医療保険関係情報 介護・高齢者福祉関係情報と突合して、高額医療合算介護サービス費の支給決定等を行う。 (3) 生活保護・社会福祉関係情報 連絡先等情報、介護・高齢者福祉関係情報と突合して、高額介護サービス費等の支給決定、保険料の所得段階決定等を行う。 (4) 介護・高齢者福祉関係情報 介護・高齢者福祉関係情報と突合して、他自治体で受けていた介護保険に関する決定内容を継続させる際等に使用する。 (5) 年金関係情報 介護・高齢者福祉関係情報と突合して高額介護サービス費等の支給決定、保険料の所得段階決定等を行う。 (6) 公金受取口座情報 介護・高齢者福祉関係情報と突合して、介護保険における給付(保険料還付を含む)における受取口座の確認に使用する。(ただし、本人による利用希望の意思表示のあるものに限る。)</p> |
| <p>情報の統計分析 ※</p> | <p>介護保険における被保険者の資格・保険料賦課・収納・認定・給付状況を調査し、介護保険の健全な運営を図るための基礎資料を得ることを目的とする統計分析を行う。 特定の個人を特定し得るような情報の統計や情報の分析は行わない。</p> |
| <p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p> | <p>保険料の賦課決定、要介護(要支援)認定等の決定、利用者負担割合の決定 等</p> |
| <p>⑨使用開始日</p> | <p>平成28年1月1日</p> |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | |
|------------------------|--|
| 委託の有無 ※ | [委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (7) 件 |
| 委託事項1 | 介護保険システム運用保守業務 |
| ①委託内容 | 介護保険システム運用保守業務 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | [特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 |
| 対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| 対象となる本人の範囲 ※ | 特定個人情報ファイルの範囲と同様 |
| その妥当性 | システムの運用・保守作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。 |
| ③委託先における取扱者数 | [10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | [] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 () |
| ⑤委託先名の確認方法 | 物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、北九州市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することができる。 |
| ⑥委託先名 | 株式会社日立製作所 |
| 再委託 | |
| ⑦再委託の有無 ※ | [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| ⑧再委託の許諾方法 | 委託先及び再委託先から下記資料の提出を受け、承諾を判断している。 また、再委託を承諾する条件として、再委託先の管理・監督業務を行うことを条件に、許諾している。 <委託先> ・再委託対象業務、再委託先名称、再委託期間等を含む再委託の承認依頼 <再委託先> ・情報資産の保護体制等の報告 ・従事者一覧 ・代表者を含む情報資産に関する誓約書 |
| ⑨再委託事項 | システムの運用及び保守業務 |

| 委託事項2～5 | |
|------------------------|---|
| 委託事項2 | システム基盤(オペレーション業務等) |
| ①委託内容 | システム基盤(オペレーション業務等) |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | [特定個人情報ファイルの全体] <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 <input type="checkbox"/> [10万人以上100万人未満] <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの範囲と同様 |
| | その妥当性 <input type="checkbox"/> オペレーション作業については全てのデータを取り扱うため、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。 |
| ③委託先における取扱者数 | [10人以上50人未満] <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (本業務委託は、本市専用のサーバ群の運用管理でありファイルの提供は) 行わない |
| ⑤委託先名の確認方法 | 物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、北九州市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することができる。 |
| ⑥委託先名 | 日立・NTTデータ企業連合 |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ <input type="checkbox"/> [再委託する] <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 <input type="checkbox"/> 委託先及び再委託先から下記資料の提出を受け、承諾を判断している。 また、再委託を承諾する条件として、再委託先の管理・監督業務を行うことを条件に、許諾している。 <委託先> ・再委託対象業務、再委託の理由、再委託先名称、再委託期間等を含む再委託の承認依頼 <再委託先> ・情報資産の保護体制等の報告 ・従事者一覧 ・代表者を含む情報資産に関する誓約書 |
| | ⑨再委託事項 <input type="checkbox"/> オペレーション業務 |

| | | |
|------------------------|-------------------|--|
| 委託事項5 | | 税務関連業務 |
| ①委託内容 | | 電話による介護保険料納付勧奨業務 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | [特定個人情報ファイルの一部] | <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | [1万人未満] |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| | その妥当性 | 特定個人情報ファイルの内、本市に住所を有する第1号被保険者及び他市町村の住所地特例施設に入所する住所地特例被保険者で介護保険料を滞納している者 |
| ③委託先における取扱者数 | | [10人未満] |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ⑤委託先名の確認方法 | | [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (システムの運用・保守作業において、特定個人情報ファイルの提供は行わない。) |
| ⑥委託先名 | | 物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、北九州市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することができる。 |
| ⑦再委託の有無 ※ | | アクセンチュア株式会社 |
| 再委託 | [再委託しない] | <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | |
| | ⑨再委託事項 | |

| 委託事項6～10 | |
|------------------------|---|
| 委託事項6 | 団体内統合宛名システム運用保守業務 |
| ①委託内容 | 団体内統合宛名システムの運用及び保守業務 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | [特定個人情報ファイルの全体] <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 [10万人以上100万人未満] <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの範囲と同様 |
| | その妥当性 <input type="checkbox"/> システムの運用・保守作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。 |
| ③委託先における取扱者数 | [10人未満] <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (システムの運用・保守作業において、ファイルの提供は行わない) |
| ⑤委託先名の確認方法 | 物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、北九州市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することができる。 |
| ⑥委託先名 | 富士通Japan株式会社北九州支店 |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ <input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 <input type="checkbox"/> 委託先及び再委託先から下記資料の提出を受け、承諾を判断している。 また、再委託を承諾する条件として、再委託先の管理・監督業務を行うことを条件に、許諾している。 <委託先> ・再委託対象業務、再委託の理由、再委託先名称、再委託期間等を含む再委託の承認依頼 <再委託先> ・情報資産の保護体制等の報告 ・従事者一覧 ・代表者を含む情報資産に関する誓約書 |
| | ⑨再委託事項 <input type="checkbox"/> 運用・保守作業の一部 |

| | | |
|------------------------|-------------------|--|
| 委託事項7 | | 宛名管理システム運用保守管理 |
| ①委託内容 | | 宛名管理システムの運用及び保守管理 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | [特定個人情報ファイルの全体] | <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 特定個人情報ファイルの範囲と同様 |
| | その妥当性 | システムの運用・保守作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。 |
| ③委託先における取扱者数 | | <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (システムの運用・保守作業において、ファイルの提供は行わない) |
| ⑤委託先名の確認方法 | | 物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、北九州市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することができる。 |
| ⑥委託先名 | | 株式会社 RKKCS |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない [再委託しない] |
| | ⑧再委託の許諾方法 | |
| | ⑨再委託事項 | |

| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) | |
|------------------------------|--|
| 提供・移転の有無 | [<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (11) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている (5) 件 [] 行っていない |
| 提供先1 | 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に定める情報照会者(別紙1参照) |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号 |
| ②提供先における用途 | 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に定める各特定個人番号利用事務 |
| ③提供する情報 | 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に定める各利用特定個人情報(別紙1参照) |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right; margin-top: 5px;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市に住所を有する被保険者及び他市町村の住所地特例施設に入所する住所地特例被保険者 |
| ⑥提供方法 | [<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 () |
| ⑦時期・頻度 | 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度 |

| | |
|--------------------|---|
| 移転先1 | 財政・変革局税務部課税第一課 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項、北九州市個人番号の利用に関する条例 |
| ②移転先における用途 | 番号法第9条第1項 別表 24に定める事務(地方税事務) |
| ③移転する情報 | 介護保険給付関係情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 介護保険システムに記録されている被保険者 |
| ⑥移転方法 | <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 () |
| ⑦時期・頻度 | 毎月1回 |

| | |
|--------------------|---|
| 移転先4 | 保健福祉局保健衛生部保健衛生課 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項、北九州市個人番号の利用に関する条例 |
| ②移転先における用途 | 番号法第9条第1項 別表 14に定める事務(予防接種事務) |
| ③移転する情報 | 介護保険給付関係情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 介護保険システムに記録されている被保険者 |
| ⑥移転方法 | [] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (介護保険システム画面参照) |
| ⑦時期・頻度 | 随時 |
| 移転先5 | 保健福祉局障害福祉部障害者支援課・保健福祉局保健所地域リハビリテーション推進課 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項、北九州市個人番号の利用に関する条例 |
| ②移転先における用途 | 番号法第9条第1項 別表 117に定める事務(障害者自立支援給付事務) |
| ③移転する情報 | 介護保険給付関係情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 本市に住所を有する被保険者 |
| ⑥移転方法 | [] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (介護保険システム画面参照、ハイセキュアセグメントファイルサーバ) |
| ⑦時期・頻度 | 随時 |

6. 特定個人情報の保管・消去

| | | | | | |
|----------------|--|-----------|---|--------------|--|
| <p>①保管場所 ※</p> | <p><北九州市における措置> セキュリティカードによる入退室管理を行っている部屋の、更にセキュリティカードで入退室管理を行っているサーバ室内のシステム基盤上に保管している。また、該当システム基盤のサーバログインは、ID/パスワードによる認証が必要で、限られたメンバーしか操作できない。 特定個人情報を入手する際に用いた紙の申請・届出書等は、鍵付きの書類棚で保管している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> | | | | |
| <p>②保管期間</p> | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="331 683 467 824"> <p>期間</p> </td> <td data-bbox="467 683 1520 824"> <p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 824 467 943"> <p>その妥当性</p> </td> <td data-bbox="467 824 1520 943"> <p>介護保険法施行令第33条より、保険料徴収権消滅期間を算定する際の算定対象年度が「要介護認定を受けた日の10年前の日の属する年度から、認定を受けた日の属する年度までの各年度」とされているため。</p> </td> </tr> </table> | <p>期間</p> | <p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p> | <p>その妥当性</p> | <p>介護保険法施行令第33条より、保険料徴収権消滅期間を算定する際の算定対象年度が「要介護認定を受けた日の10年前の日の属する年度から、認定を受けた日の属する年度までの各年度」とされているため。</p> |
| <p>期間</p> | <p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p> | | | | |
| <p>その妥当性</p> | <p>介護保険法施行令第33条より、保険料徴収権消滅期間を算定する際の算定対象年度が「要介護認定を受けた日の10年前の日の属する年度から、認定を受けた日の属する年度までの各年度」とされているため。</p> | | | | |
| <p>③消去方法</p> | <p><北九州市における措置> 業務に影響のないデータについては、システム内で定期的に消去処理を実行している。 特定個人情報を入手する際に用いた紙の申請・届出書等は、文書管理規程規定に基づく保管期限後に廃棄を行っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</p> | | | | |

7. 備考

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙2のとおり

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑩を除く。)

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|--|---|
| 介護保険関係システムファイル | |
| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） | |
| リスク1： 目的外の入手が行われるリスク | |
| 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 | 1 入手方法＝紙 申請・届出時の入手に関しては、個人番号カード、又は通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守する。 2 入手方法＝電子媒体 介護保険システムの4情報との突合確認を行う。 3 入手方法＝庁内連携システム 入手（連携）元とは、北九州市の識別番号での突合確認を前提とする。 |
| 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 | 1 入手方法＝紙 申請・届出時の入手に関しては、必要とされる情報以外記載できない申請・届出様式とする。また、 unnecessary書類は受け取らずに返却する。 2 入手方法＝電子媒体、庁内連携システム unnecessary情報は入手できないデータフォーマットとする。 |
| その他の措置の内容 | — |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 1 入手方法＝紙 申請・届出時の入手に関しては、本人確認を徹底しており、不適切に入手することはない。 2 入手方法＝電子媒体 入手元との、入手件数等の確認を徹底する。 3 入手方法＝庁内連携システム システムは、ユーザID及びパスワードによる認証を行い、操作者により利用可能な権限を限定している。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク | |
| 入手の際の本人確認の措置の内容 | 個人番号カード、又は通知カードと身分証明書の提示を受け、必ず本人確認を行う。 |
| 個人番号の真正性確認の措置の内容 | 個人番号カード、又は通知カードと身分証明書の提示を受け、既に登録された宛名情報の基本4情報と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。 |
| 特定個人情報の正確性確保の措置の内容 | 上記の通り、入手の各段階で、本人確認とともに、特定個人情報の正確性を確保している。職員にて収集した情報に基づいて、審査者・決裁者と複数のチェックを行い、適宜、職権で修正することで、正確性を確保している。 |
| その他の措置の内容 | — |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 3. 特定個人情報の使用 | |
|---|--|
| リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク | |
| 宛名システム等における措置の内容 | 宛名システム等で管理する特定個人情報は、利用する業務システム毎にアクセス制御を行う。 |
| 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 | 庁内の他システムからアクセスできないよう適切なアクセス制限を講じており、目的を超えた紐付けは行われないようにしている。 |
| その他の措置の内容 | — |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク | |
| ユーザ認証の管理 | [行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない |
| 具体的な管理方法 | <ul style="list-style-type: none"> 対象業務システムを利用する端末は、該当職員個人のICカード及びパスワードによる認証を行っている。 対象業務システムを利用する職員を特定し、職員毎に利用可能な機能を制御(アクセス制御)している。 認証に使用するパスワードは、定期的に変更する運用を行っている。 |
| アクセス権限の発効・失効の管理 | [行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない |
| 具体的な管理方法 | <p>○アクセス権の発行 当該業務システムを所管している所属長に対し、下記の内容を記載した申請を行い当該業務システムを所管している所属長がアクセス権限を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要なアクセス権限の種類 アクセス権限が必要な期間 利用する業務名及び業務概要 利用目的及び必要とする理由(法令根拠等) 申請課及び利用課の所属長及び利用者 <p>○アクセス権の失効 アクセス権は、必要な期間の満了日に自動削除される。 また、アクセス権が必要な期間の満了日前に異動若しくは退職した場合にも自動削除される。</p> |
| アクセス権限の管理 | [行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない |
| 具体的な管理方法 | 権限設定状況の一覧表がオンラインから出力可能であり、出力した帳票を基に定期的な見直しを実施している。 |
| 特定個人情報の使用の記録 | [記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない |
| 具体的な方法 | 特定個人情報へのアクセス記録は、システムがアクセスログ(日時、利用者、利用端末、利用情報)として全件記録している。 |
| その他の措置の内容 | — |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 従業者が利用可能なシステムは、それぞれの事務分担に応じ制限されており、不必要な情報にはアクセスできない措置を講じている。 また、全職員を対象に情報セキュリティに関する研修を年1回実施している。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ファイルが不正に複製できないようにするため、特定個人情報を扱う端末は、 <ul style="list-style-type: none"> 許可されたUSBメモリ等の外部記憶媒体以外は、接続できない。 端末に業務用データが残らない。 などの仕様としている。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| | | |
|-----------------------------------|-----------------------------|----------|
| リスクへの対策は十分か | 1) 特に入力している 3) 課題が残されている | 2) 十分である |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| — | | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [] 委託しない |
|--|---|--|
| 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク | | |
| 情報保護管理体制の確認 | 委託契約を締結しようとするときは、委託者の情報資産を管理するための組織体制、方法等について確認を行い、加えて、情報資産の秘密を保持する等のため、その代表者及び従事者から情報資産の適正な取扱いに関する誓約書を提出させている。 | |
| 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 | [<input type="checkbox"/> 制限している] | <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない |
| 具体的な制限方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を限定するため事前に委託作業者の名簿を提出させる。 ・特定個人情報ファイルへのアクセスを行う場合、事前に申請許可された者以外はアクセスできないよう制御し、ユーザID/パスワードにより認証している。 | |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 | [<input type="checkbox"/> 記録を残している] | <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない |
| 具体的な方法 | 特定個人情報ファイルにアクセスする場合は、作業内容及び作業内容を記載した申請書を提出させ、その全ての申請書を保管する。 | |
| 特定個人情報の提供ルール | [<input type="checkbox"/> 定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 | 委託先から他社への提供を禁止する旨を契約書に明記している。 また、委託先でのデータの保護状況について、必要に応じ委託者が検査を実施できる旨を契約書に明記している。 | |
| 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 | 委託先の情報資産の保護体制、方法等をあらかじめ調査及び確認するとともに、秘密を保持する等のため、その代表者及び従事者から誓約書を徴収している。 加えて、提供するデータの指示された目的以外への使用及び第三者への提示を禁止する旨を契約書に明記している。 また、委託先でのデータの保護状況について、必要に応じ委託者が検査を実施できる旨を契約書に明記している。 | |
| 特定個人情報の消去ルール | [<input type="checkbox"/> 定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | 委託契約書に、以下の措置をとる旨を規定している。 <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を記録した(ハードウェアを含む)媒体等を廃棄する場合は、電磁的記録の消去又は記録装置の破碎等を行い、個人情報の復元ができない状態にすること。 ・個人情報を記録した(ハードウェアを含む)媒体等の破碎等を外部の者に依頼する場合は、情報の消去に係る確認書の提出を受けること。 | |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | [<input type="checkbox"/> 定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| 規定の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・データの秘密保持に関する事項 ・再委託の禁止又は制限に関する事項 ・情報資産の指示された目的外への使用及び第三者への提示の禁止に関する事項 ・データの複写及び複製の禁止に関する事項 ・事故発生時における報告義務に関する事項 ・情報資産の保護状況の検査の実施に関する事項 ・データの授受及び搬送に関する事項 ・委託を受けた事業者等におけるデータの保管及び廃棄に関する事項 ・その他データの保護に関し必要な事項 ・前記各事項の定め違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項 | |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 | [<input type="checkbox"/> 特に力を入れて行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない |
| 具体的な方法 | 業務委託等契約と同様に、再委託先の情報資産の保護体制、方法等をあらかじめ調査及び確認するとともに、秘密を保持する等のため、その代表者及び従事者から誓約書を徴収している。 | |

| | |
|---|--|
| その他の措置の内容 | — |
| リスクへの対策は十分か | <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> [特に力を入れている] </div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div> |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| — | |

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない

リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク

| | | | |
|-----------------|--------------|----------------------|--------------|
| 特定個人情報の提供・移転の記録 | [記録を残している] | <選択肢> 1) 記録を残している | 2) 記録を残していない |
|-----------------|--------------|----------------------|--------------|

| | |
|--------|---|
| 具体的な方法 | 提供はなく、移転のみを行っている。 移転は、専用線を用いた庁内連携システムにより行っており、情報照会・情報提供記録がデータベースに逐一保存される。また、電子媒体によるものについては、情報受払簿による記録を行っている。 |
|--------|---|

| | | | |
|---------------------|-----------|-------------------|-----------|
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [定めている] | <選択肢> 1) 定めている | 2) 定めていない |
|---------------------|-----------|-------------------|-----------|

| | |
|-------------------|---|
| ルール内容及びルール遵守の確認方法 | 他の業務所管課より情報の移転を求められた場合は、データ利用申請書による申請が必要であり、審査の結果、承認されたものについてのみ、データの移転を行っている。 |
|-------------------|---|

| | |
|-----------|--|
| その他の措置の内容 | 媒体により情報を移転する場合、別途、情報取得依頼票による事前の申請を必要とする。 |
|-----------|--|

| | | | |
|-------------|---------------|-----------------------|----------|
| リスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている | 2) 十分である |
|-------------|---------------|-----------------------|----------|

3) 課題が残されている

リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

| | |
|--------------|--|
| リスクに対する措置の内容 | 庁内連携システムにより特定の権限者以外は情報照会・提供ができず、さらに、情報照会・情報提供記録をデータベースに逐一保存することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止している。 |
|--------------|--|

| | | | |
|-------------|---------------|-----------------------|----------|
| リスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている | 2) 十分である |
|-------------|---------------|-----------------------|----------|

3) 課題が残されている

リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク

| | |
|--------------|--|
| リスクに対する措置の内容 | 1 誤った情報を移転してしまうリスクへの措置 移転する情報のチェックを行い、誤った情報が作成されないことをシステム上で担保する。 2 誤った相手に移転してしまうリスクへの措置 庁内連携システムでは本業務で保有する情報をすべて連携することはできず、番号法に基づき認められる情報のみ認められた相手にしか移転できないよう、システムの仕組みとして担保されている。 電子媒体による場合は、相手先のシステムが誤ったデータフォーマットの情報受け入れを拒否する仕組みとなっている。 |
|--------------|--|

| | | | |
|-------------|-----------|-----------------------|----------|
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている | 2) 十分である |
|-------------|-----------|-----------------------|----------|

3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | [] 接続しない(入手) | [] 接続しない(提供) |
|--------------------------------|---|---------------------------------------|---------------|
| リスク1: 目的外の入手が行われるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている | 2) 十分である |
| リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている | 2) 十分である |
| リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p> | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている | 2) 十分である |

| | |
|-------------------------------|--|
| リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に結果情報を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。</p> |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク5: 不正な提供が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p><介護保険関係システムにおける措置> 特定個人情報の提供・移転時には、情報照会・情報提供(どの端末で、どの住民の情報についていつ参照を行ったか)の記録をデータベースに逐一保存することで、不正な提供を防止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| | |
|---|--|
| リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p><介護保険関係システムにおける措置> 特定個人情報の提供・移転時には、情報照会・情報提供(どの端末で、どの住民の情報についていつ参照を行ったか)の記録をデータベースに逐一保存することで、不正な提供を防止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行っている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信用線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p> |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p><介護保険関係システムにおける措置> ①誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 提供・移転する情報のチェックを行い、誤った情報が作成されないことをシステム上で担保する。 ②誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 庁内連携システムでは本業務で保有する情報をすべて連携することはできず、番号法に基づき認められる情報のみ認められた相手にしか移転できないよう、システムの仕組みとして担保されている。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p> |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| | |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|--|------------------|---|
| リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク | | |
| ①NISC政府機関統一基準群 | [政府機関ではない] | <選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない |
| ②安全管理体制 | [十分に整備している] | <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない |
| ③安全管理規程 | [十分に整備している] | <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない |
| ④安全管理体制・規程の職員への周知 | [十分に周知している] | <選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない |
| ⑤物理的対策 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| | 具体的な対策の内容 | <p><北九州市における措置> 特定個人情報を管理しているサーバーの設置場所は、以下の物理的対策を行っている。 ①建物及びサーバー室までの経路に機械警備システムを導入し、入室可能な者の特定及び入室の管理を行っている。 ②サーバー室の入口付近に監視カメラを設置し、入退出者を管理している。 ③サーバー室内に設置したサーバーは、全て鍵付のサーバーラックに設置している。 ④帳票を出力する印刷室についてもサーバー室と同様な機械警備及び監視カメラによる入室管理を行っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。</p> |
| ⑥技術的対策 | [特に力を入れて行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| | 具体的な対策の内容 | <p><北九州市における措置> ①特定個人情報ファイルを管理しているサーバーは、インターネット等の外部ネットワークから隔離されたネットワーク上に設置している。 ②特定個人情報ファイルを管理している全てのサーバーには、ウイルス対策ソフトを導入しており、パターンファイルも最新版が適用されるよう管理している。 ③特定個人情報ファイルにアクセスする業務用端末は、端末側に業務データが残らない方式を採用している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p> |
| ⑦バックアップ | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| ⑧事故発生時手順の策定・周知 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |
| | その内容 | — |
| | 再発防止策の内容 | — |

IV その他のリスク対策 ※

| 1. 監査 | |
|--|--|
| ①自己点検 | [十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 具体的なチェック方法 | <p><北九州市における措置> 評価書の記載内容どおりの運用ができているか、年に1度、担当部署において自己点検を実施する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> |
| ②監査 | [十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 具体的な内容 | <p><北九州市における措置> 業務所管部署において、情報セキュリティに関する監査を定期的に行う。</p> <p>【点検項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価書記載事項と運用の実態 ・ICカード、パスワードの付与並びにアクセス権限の承認状況 ・委託者の情報資産の管理体制及びアクセス申請の状況 ・不要となった情報資産の消去状況 ・情報資産に関する研修の状況 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p> |
| 2. 従業者に対する教育・啓発 | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 具体的な方法 | <p><北九州市における措置> 全職員を対象とした情報セキュリティ研修を年に1回実施し、情報セキュリティ意識の向上を図っている。更に、初任者及びセキュリティ責任者については別途、情報セキュリティに関する研修を年に1回実施している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p> |
| 3. その他のリスク対策 | |
| <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p> | |

V 開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|--------------------------|---|
| ①請求先 | 〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11番5号 北九州市立文書館 |
| ②請求方法 | 個人情報の保護に関する法律第77条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。 |
| 特記事項 | 市ホームページ上のQ&Aで、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。 |
| ③手数料等 | [有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:) |
| ④個人情報ファイル簿の公表 | [行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない |
| 個人情報ファイル名 | 介護保険関係システムファイル |
| 公表場所 | 北九州市立文書館 |
| ⑤法令による特別の手続 | - |
| ⑥個人情報ファイル簿への不記載等 | - |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| ①連絡先 | 〒803-8501北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市保健福祉局長寿推進部介護保険課 (電話 093-582-2771) |
| ②対応方法 | 問合せの受付時及びその対応について、記録を残す。 |

VI 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価 | |
|--------------------------|--|
| ①実施日 | 令和4年8月30日 |
| ②しきい値判断結果 | [基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施) |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取 | |
| ①方法 | パブリックコメント方式による意見募集を実施。実施に際しては、市政だよりに公表している旨の記事を掲載し、北九州市ホームページ及び保健福祉局地域福祉部介護保険課、広報室広聴課、各区役所総務企画課・出張所において案の閲覧及び配布を行う。 |
| ②実施日・期間 | 令和4年11月15日～12月14日(30日間) |
| ③期間を短縮する特段の理由 | — |
| ④主な意見の内容 | なし |
| ⑤評価書への反映 | なし |
| 3. 第三者点検 | |
| ①実施日 | 令和5年1月6日 |
| ②方法 | 北九州市個人情報保護審査会による第三者点検を実施。 |
| ③結果 | 特定個人情報保護評価指針に定める適合性及び妥当性の観点から審査を行った結果、その記載内容は、指針に定める実施手続き等に適合し、指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし、妥当であると認められた。 |
| 4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】 | |
| ①提出日 | |
| ②個人情報保護委員会による審査 | |

(別添3)変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--|--|------|-----------------------------------|
| 令和2年5月28日 | 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠 | <p>(情報提供の根拠) 別表第二の主務省令 第2条第2号、第2条第3号イ、第2条第8号ハ、第3条第3号、第3条第4号イ、第3条第9号ハ、第5条第2号、第6条第1号イ、第6条第5号ロ、第7条第3号ニ、第10条第3号ニ、第12条の3第7号、第15条第7号、第19条第1号レ、第22条の2第1号、第22条の2第2号ロ、第22条の2第6号、第24条の2第1号、第24条の2第3号ハ、第24条の2第7号イ、第25条第3号ハ、第25条の2第5号、第30条第9号、第31条の2第2号、第31条の2第4号ハ、第31条の2第8号イ、第32条第1号ハ、第32条第2号ハ、第32条第3号、第33条第5号、第43条第3号ハ、第43条の2第2号、第44条第1号レ、第46条、第47条、第49条第2号ト、第55条第1号ニ、第55条第2号ロ、第55条第7号ロ、第55条の2第7号、第59条の3第3号チ</p> <p>なお、番号法第19条第1項第7号別表第二のうち、1、4、30、46、83、88、90、95について、主務省令は未制定</p> <p>(情報照会の根拠) 番号法第19条第1項第7号、第8号 別表第二の93、94の項</p> | <p>(情報提供の根拠) 別表第二の主務省令 第2条第2号、第2条第3号イ、第2条第8号ハ、第3条第3号、第3条第4号イ、第3条第9号ハ、第5条第2号、第6条第1号イ、第6条第5号ロ、第7条第3号ニ、第10条第3号ニ、第12条の3第7号、第15条第7号、第19条第1号レ、第22条の2第1号、第22条の2第2号ロ、第22条の2第6号、第24条の2第1号、第24条の2第3号ハ、第24条の2第7号イ、第25条第3号ハ、第25条の2第5号、第30条第9号、第31条の2第2号、第31条の2第4号ハ、第31条の2第8号イ、第32条第1号ハ、第32条第2号ハ、第32条第3号、第33条第5号、第43条第3号ハ、第43条の2第2号、第44条第1号レ、第46条、第47条、第49条第2号ト、第55条第1号ニ、第55条第2号ロ、第55条第7号ロ、第55条の2第7号、第59条の3第3号チ</p> <p>なお、番号法第19条第1項第7号別表第二のうち、1、4、30、46、83、88、90、95、120について、主務省令は未制定</p> <p>(情報照会の根拠) 番号法第19条第1項第7号、第8号 別表第二の93、94の項</p> | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和2年5月28日 | 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 ※ 評価実施機関内の他部署 | <p>財政局税務部課税一課、市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課、保健福祉局保健医療部保険年金課・地域福祉部保護課</p> | <p>財政局課税課、市民文化スポーツ局戸籍住民課、保健福祉局保険年金課、保護課</p> | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和2年5月28日 | 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 | <p>財政局課税第一課</p> | <p>財政局課税課</p> | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|---|--|------|-----------------------------------|
| 令和5年2月13日 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続 | [○]その他 総合収納システム、総合滞納整理システム、税務システム、生活保護システム、国民健康保険システム、後期高齢者医療システム、総合窓口システム | [○]その他 総合収納システム、総合滞納整理システム、生活保護システム、国民健康保険システム、後期高齢者医療システム、総合窓口システム | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和5年2月13日 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの接続 | [○]その他 総合滞納整理システム、税務システム、国民健康保険システム、介護保険システム、後期高齢者医療システム、市営住宅管理システム、就学援助システム、子ども・子育て支援制度システム、下水道システム、し尿処理手数料システム、ごみ処理手数料システム、母子寡婦福祉資金貸付金システム、入金管理システム、住宅貸付償還システム | [○]その他 総合滞納整理システム、国民健康保険システム、介護保険システム、後期高齢者医療システム、市営住宅管理システム、就学援助システム、子ども・子育て支援制度システム、下水道システム、し尿処理手数料システム、ごみ処理手数料システム、母子寡婦福祉資金貸付金システム、入金管理システム、住宅貸付償還システム | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和5年2月13日 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ③他のシステムとの接続 | [○]その他 総合収納システム、税務システム、国民健康保険システム、介護保険システム、後期高齢者医療システム、市営住宅管理システム、就学援助システム、子ども・子育て支援制度システム、下水道システム、し尿処理手数料システム、ごみ処理手数料システム、母子寡婦福祉資金貸付金システム、入金管理システム、住宅貸付償還システム | [○]その他 総合収納システム、国民健康保険システム、介護保険システム、後期高齢者医療システム、市営住宅管理システム、就学援助システム、子ども・子育て支援制度システム、下水道システム、し尿処理手数料システム、ごみ処理手数料システム、母子寡婦福祉資金貸付金システム、入金管理システム、住宅貸付償還システム | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|--|---|------|-----------------------------------|
| 令和5年2月13日 | I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠 | (情報提供の根拠) 別表第二の主務省令 第2条第2号、第2条第3号イ、第2条第8号ハ、第3条第3号、第3条第4号イ、第3条第9号ハ、第5条第2号、第6条第1号イ、第6条第5号ロ、第7条第3号ニ、第10条第3号ニ、第12条の3第7号、第15条第7号、第19条第1号レ、第22条の2第1号、第22条の2第2号ロ、第22条の2第6号、第24条の2第1号、第24条の2第3号ハ、第24条の2第7号イ、第25条第3号ハ、第25条の2第5号、第30条第9号、第31条の2第2号、第31条の2第4号ハ、第31条の2第8号イ、第32条第1号ハ、第32条第2号ハ、第32条第3号、第33条第5号、第43条第3号ハ、第43条の2第2号、第44条第1号レ、第46条、第47条、第49条第2号ト、第55条第1号ニ、第55条第2号ロ、第55条第7号ロ、第55条の2第7号、第59条の3第3号チ なお、番号法第19条第1項第7号別表第二のうち、1、4、30、46、83、88、90、95、120について、主務省令は未制定 (情報照会の根拠) 番号法第19条第1項第7号、第8号 別表第二の93、94の項 | (情報提供の根拠) 別表第二の主務省令 第2条第3号、第2条第4号ロ、第2条第9号ハ、第3条第4号、第3条第5号ロ、第3条第10号ハ、第5条第2号、第6条第2号ハ、第6条第6号ロ、第7条第3号ニ、第10条第3号ニ、第12条の3第1号ハ、第15条第3号、第19条第1号レ、第22条の2第1号、第22条の2第3号ロ、第22条の2第7号、第24条の2第3号、第24条の2第5号ハ、第24条の2第9号イ、第25条第3号ハ、第25条の2第7号、第30条第1号リ、第30条第3号リ、第31条の2の2第4号、第31条の2の2第6号ハ、第31条の2の2第10号イ、第32条第1号ニ、第32条第2号ニ、第32条第3号、第33条第6号、第43条第3号ハ、第43条の2第11号ロ、第44条第1号レ、第44条の4第1号、第49条第2号ハ、第55条第1号ニ、第55条第2号ロ、第55条第8号ロ、第55条第9号ハ、第55条の2第1号ハ、第59条の3第3号ニ なお、番号法第19条第1項第8号別表第二のうち、1、4、30、46、57、69、83、95、117、120について、主務省令は未制定 (情報照会の根拠) 番号法第19条第1項第8号、第9号 別表第二の93、94の項 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和5年2月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目 ※ | — | 【項目の追加】 その他(公金受取口座情報) | 事前 | 重要な変更 |
| 令和5年2月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性 | — | 【項目の追加】 (6) 公金受取口座情報 介護保険における給付(保険料還付を含む)のため、対象者の公金受取口座情報を保有する。 (ただし、対象者本人による利用希望の意思表示のあるものに限る。) | 事前 | 重要な変更 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--|--|------|-----------|
| 令和5年2月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 | — | 【項目の追加】 【別添2】 ◆口座テーブル 介護保険者番号,口座使用者区分コード,口座使用者番号,口座区分コード,口座履歴通番,口座個別識別番号,金融機関種別コード,金融機関コード,金融機関支店コード,預金種目区分コード,口座番号,口座名義名(カナ),口座名義名(漢字),口座有効期間開始年月日,口座有効期間終了年月日,口座届出年月日,口座名義名連絡先電話番号,サービス事業者都道府県コード,予備10-1領域,予備10-2領域,予備30領域,更新通番,更新操作者コード,更新年月日,更新時刻,作成操作者コード,作成年月日,作成時刻 | 事前 | 重要な変更 |
| 令和5年2月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 ※ | — | [○]行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構、デジタル庁) | 事前 | 重要な変更 |
| 令和5年2月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度 | 1 識別情報:随時 2 連絡先等情報:随時 3 業務関係情報 (1) 地方税関係情報:毎月1回 (2) 医療保険関係情報:毎月1回 (3) 生活保護・社会福祉関係情報:毎月1回 (4) 介護・高齢者福祉関係情報:随時 | 1 識別情報:随時 2 連絡先等情報:随時 3 業務関係情報 (1) 地方税関係情報:毎月1回 (2) 医療保険関係情報:毎月1回 (3) 生活保護・社会福祉関係情報:毎月1回 (4) 介護・高齢者福祉関係情報:随時 (5) 年金関係情報:随時 (6) 公金受取口座情報:随時 | 事前 | 重要な変更 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|--|---|------|-----------------------------------|
| 令和5年2月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示 | 1 識別情報 介護保険法施行規則にて申請、届出時の記載事項として定められている。 2 連絡先等情報 介護保険法施行規則にて申請、届出時の記載事項として定められている。 3 業務関係情報 番号法第19条第1項第7号別表第二の第93、94の項及び番号法別表第2の主務省令に定められている。 | 1 識別情報 介護保険法施行規則にて申請、届出時の記載事項として定められている。 2 連絡先等情報 介護保険法施行規則にて申請、届出時の記載事項として定められている。 3 業務関係情報 番号法第19条第1項第8号別表第二の第93、94の項及び番号法別表第2の主務省令に定められている。 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和5年2月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署 ※ | 保健福祉局介護保険課、保護課、認知症支援・介護予防センター、地域福祉推進課、保健福祉局健康推進課、保健福祉局保健衛生課、保健福祉局障害者支援課、保健福祉局地域リハビリテーション推進課、市民文化スポーツ局戸籍住民課、区政事務センター、財政局債権管理室、財政局東部市税事務所納税課、財政局西部市税事務所納税課、各区役所保健福祉課、各区役所保護課、各区役所市民課・出張所 | 保健福祉局介護保険課、保護課、認知症支援・介護予防センター、地域福祉推進課、保健福祉局健康推進課、保健福祉局保健衛生課、保健福祉局障害者支援課、保健福祉局地域リハビリテーション推進課、市民文化スポーツ局戸籍住民課、区政事務センター、財政局債権管理室企画管理課、財政局東部料金納付課、財政局西部料金納付課、財政局東部市税事務所納税課、財政局西部市税事務所納税課、各区役所保健福祉課、各区役所保護課、各区役所市民課・出張所 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--|---|------|-----------|
| 令和5年2月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 ※ 3 業務関係情報 | 3 業務関係情報 (1) 地方税関係情報 保険給付の支給における高額介護サービス費等の支給決定、介護保険料の徴収における保険料の所得段階決定を行う際に使用する。 (2) 医療保険関係情報 保険給付の支給における高額医療合算介護サービス費の支給決定を行う際に使用する。 (3) 生活保護・社会福祉関係情報 保険給付の支給における高額介護サービス費等の支給決定、介護保険料の徴収における保険料の所得段階決定を行う際に使用する。 (4) 介護・高齢者福祉関係情報 他自治体で受けていた介護保険に関する決定内容を継続させる際に使用する。 | 3 業務関係情報 (1) 地方税関係情報 保険給付の支給における高額介護サービス費等の支給決定、介護保険料の徴収における保険料の所得段階決定を行う際に使用する。 (2) 医療保険関係情報 保険給付の支給における高額医療合算介護サービス費の支給決定を行う際に使用する。 (3) 生活保護・社会福祉関係情報 保険給付の支給における高額介護サービス費等の支給決定、介護保険料の徴収における保険料の所得段階決定を行う際に使用する。 (4) 介護・高齢者福祉関係情報 他自治体で受けていた介護保険に関する決定内容を継続させる際に使用する。 (5) 年金関係情報 保険給付の支給における高額介護サービス費等の支給決定、介護保険料の徴収における保険料の所得段階決定を行う際に使用する。 (6) 公金受取口座情報 介護保険における給付(保険料還付を含む)における受取口座の確認に使用する。(ただし、本人による利用希望の意思表示のあるものに限る。) | 事前 | 重要な変更 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|--|--|------|-----------------------------------|
| 令和5年2月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 ※ 情報の突合 ※ 3 業務関係情報 | 3 業務関係情報 (1) 地方税関係情報 連絡先等情報、介護・高齢者福祉関係情報と突合して高額介護サービス費等の支給決定、保険料の所得段階決定等を行う。 (2) 医療保険関係情報 介護・高齢者福祉関係情報と突合して、高額医療合算介護サービス費の支給決定等を行う。 (3) 生活保護・社会福祉関係情報 連絡先等情報、介護・高齢者福祉関係情報と突合して、高額介護サービス費等の支給決定、保険料の所得段階決定等を行う。 (4) 介護・高齢者福祉関係情報 介護・高齢者福祉関係情報と突合して、他自治体で受けていた介護保険に関する決定内容を継続させる際等に使用する。 (4) 介護・高齢者福祉関係情報 介護・高齢者福祉関係情報と突合して、他自治体で受けていた介護保険に関する決定内容を継続させる際等に使用する。 | 3 業務関係情報 (1) 地方税関係情報 連絡先等情報、介護・高齢者福祉関係情報と突合して高額介護サービス費等の支給決定、保険料の所得段階決定等を行う。 (2) 医療保険関係情報 介護・高齢者福祉関係情報と突合して、高額医療合算介護サービス費の支給決定等を行う。 (3) 生活保護・社会福祉関係情報 連絡先等情報、介護・高齢者福祉関係情報と突合して、高額介護サービス費等の支給決定、保険料の所得段階決定等を行う。 (4) 介護・高齢者福祉関係情報 介護・高齢者福祉関係情報と突合して、他自治体で受けていた介護保険に関する決定内容を継続させる際等に使用する。 (5) 年金関係情報 介護・高齢者福祉関係情報と突合して高額介護サービス費等の支給決定、保険料の所得段階決定等を行う。 (6) 公金受取口座情報 介護・高齢者福祉関係情報と突合して、介護保険における給付(保険料還付を含む)における受取口座の確認に使用する。(ただし、本人による利用希望の意思表示のあるものに限る。) | 事前 | 重要な変更 |
| 令和5年2月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑥委託先名 | 富士通株式会社九州支社 | 富士通Japan株式会社北九州支店 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和5年2月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 | 番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照) | 番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照) | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--|---|------|-----------------------------------|
| 令和5年2月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号別表第2 | 番号法第19条第8号別表第2 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和5年2月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ②提供先における用途 | 番号法第19条第7号別表第2に定める各事務(別紙1参照) | 番号法第19条第8号別表第2に定める各事務(別紙1参照) | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和5年2月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先5 | 保健福祉局障害福祉部障害者支援課・保健福祉局総務部地域リハビリテーション推進課 | 保健福祉局障害福祉部障害者支援課・保健福祉局技術支援部地域リハビリテーション推進課 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和5年2月13日 | (別紙1)番号法第19条第7号別表第2に定める事務 | 項番26 特定個人情報 地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの | 項番26 特定個人情報 地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和5年2月13日 | (別紙1)番号法第19条第7号別表第2に定める事務 | 項番30 特定個人情報 住民票関係情報、児童手当関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの | 項番30 特定個人情報 地方税関係情報、住民票関係情報、児童手当関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|---|--|------|-----------------------------------|
| 令和5年2月13日 | (別紙1)番号法第19条第7号別表第2に定める事務 | 項番33 事務 私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 項番33 事務 私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和5年2月13日 | (別紙1)番号法第19条第7号別表第2に定める事務 | 項番56の2 事務 災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの | 項番56の2 事務 災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和5年2月13日 | (別紙1)番号法第19条第7号別表第2に定める事務 | 項番87 特定個人情報 地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの | 項番87 特定個人情報 地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和5年2月13日 | (別紙1)番号法第19条第7号別表第2に定める事務 | 項番119 | 項番120 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和5年2月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名 | 株式会社 アール・ケー・ケー・コンピューター・サービス | 株式会社 RKKCS | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--|---|------|-----------------------------------|
| 令和5年2月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑥委託先名 | 株式会社 アイ・ティ・フォー | アクセンチュア株式会社 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和5年2月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ⑥委託先名 | 株式会社 アール・ケー・ケー・コンピューター・サービス | 株式会社 RKKCS | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和5年2月13日 | VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日 | 2015/3/3 | 2022/8/30 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和5年2月13日 | VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ①方法 | パブリックコメント方式による意見募集を実施。実施に際しては、市政だよりに掲載している旨の記事を掲載し、北九州市ホームページ及び保健福祉局地域支援部介護保険課、市民文化スポーツ局市民部広聴課、各区役所総務企画課・保健福祉課・出張所において案の閲覧及び配布を行う。 | パブリックコメント方式による意見募集を実施。実施に際しては、市政だよりに掲載している旨の記事を掲載し、北九州市ホームページ及び保健福祉局地域福祉部介護保険課、広報室広聴課、各区役所総務企画課・出張所において案の閲覧及び配布を行う。 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和5年2月13日 | VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間 | 平成27年7月28日～8月24日(28日間) | 令和4年11月15日～12月14日(30日間) | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--|--|------|-----------------------------------|
| 令和5年2月13日 | VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容 | ・システム用語が良く分からないので説明すべきではないか。 ・本人が特定個人情報を紛失した場合に本人に不利益があるのか。 | なし | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和5年2月13日 | VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ⑤評価書への反映 | ・システム用語について、「用語集」を評価書に追加する。 | なし | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和5年2月13日 | VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日 | 2015/9/29 | 2023/1/6 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和5年2月13日 | VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果 | 特定個人情報保護評価指針(以下「指針」という。)に定める適合性及び妥当性の観点から審査を行った結果、指針に定める実施手続き等に適合し、及び指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし、妥当であると認められた。 | 特定個人情報保護評価指針に定める適合性及び妥当性の観点から審査を行った結果、その記載内容は、指針に定める実施手続き等に適合し、指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし、妥当であると認められた。 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和5年2月13日 | 別紙1 | (別紙1)番号法第19条第7号別表第2に定める事務 | (別紙1)番号法第19条第8号別表第2に定める事務 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和7年8月18日 | I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠 | ・番号法第9条第1項 別表第一の68の項、別表第一の主務省令第50条 ・北九州市個人番号の利用に関する条例第3条 別表第1の9の項、別表第2の26の項、別表第2の39の項 | ・番号法 第9条第1項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条 ・北九州市個人番号の利用に関する条例第3条 別表第1の9の項、別表第2の26の項、別表第2の39の項 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|--|------|---|
| 令和7年8月18日 | I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携法令上の根拠 | (情報提供の根拠) 別表第二の主務省令 第2条第3号、第2条第4号ロ、第2条第9号ハ、 第3条第4号、第3条第5号ロ、第3条第10号 ハ、第5条第2号、第6条第2号ハ、第6条第6号 ロ、第7条第3号ニ、第10条第3号ニ、第12条 の3第1号ハ、第15条第3号、第19条第1号 レ、第22条の2第1号、第22条の2第3号ロ、 第22条の2第7号、第24条の2第3号、第24 条の2第5号ハ、第24条の2第9号イ、第25条 第3号ハ、第25条の2第7号、第30条第1号 リ、第30条第3号リ、第31条の2の2第4号、第 31条の2の2第6号ハ、第31条の2の2第10 号イ、第32条第1号ニ、第32条第2号ニ、第3 2条第3号、第33条第6号、第43条第3号ハ、 第43条の2第11号ロ、第44条第1号レ、第44 条の4第1号、第49条第2号ハ、第55条第1号 ニ、第55条第2号ロ、第55条第8号ロ、第55 条第9号ハ、第55条の2第1号ハ、第59条の3 第3号ニ なお、番号法第19条第1項第8号別表第二のう ち、1、4、30、46、57、69、83、95、117、1 20について、主務省令は未制定 (情報照会の根拠) 番号法第19条第1項第8号、第9号 別表第二 の93、94の項 | 番号法第19条第8号及び別表 (情報提供の根拠) ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人 情報の提供に関する命令第2条の表の2、3、 6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、7 0、80、83、86、87、108、115、116、12 5、128、132、137、144、145、158、161 の項 (情報照会の根拠) ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人 情報の提供に関する命令第2条の表の131及 び132の項 | 事後 | その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られていない。 |
| 令和7年8月18日 | I 基本情報 7. 評価実施機関における担 当部署 ①部署 | 保健福祉局地域福祉部介護保険課 | 保健福祉局長寿推進部介護保険課 | 事後 | その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られていない。 |
| 令和7年8月18日 | I 基本情報 7. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名 | 保健福祉局地域福祉部介護保険課長 | 保健福祉局長寿推進部介護保険課長 | 事後 | その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|---|--|------|-----------------------------------|
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署 | 保健福祉局地域福祉部介護保険課 | 保健福祉局長寿推進部介護保険課 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署 | 保健福祉局介護保険課、保護課、認知症支援・介護予防センター、地域福祉推進課、保健福祉局健康推進課、保健福祉局保健衛生課、保健福祉局障害者支援課、保健福祉局地域リハビリテーション推進課、市民文化スポーツ局戸籍住民課、区政事務センター、財政局債権管理室企画管理課、財政局東部料金納付課、財政局西部料金納付課、財政局東部市税事務所納税課、財政局西部市税事務所納税課、各区役所保健福祉課、各区役所保護課、各区役所市民課・出張所 | 保健福祉局介護保険課、保護課、認知症支援・介護予防センター、地域福祉推進課、健康推進課、保健衛生課、障害者支援課、地域リハビリテーション推進課 総務市民局区政推進課、区政事務センター 財政・変革局収税企画課、各市税事務所料金納付課、各市税事務所納税課 各区役所保健福祉課、各区役所保護課、各区役所市民課・出張所 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 | 番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照) | 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に定める情報照会者(別紙1参照) | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号別表第2 | 番号法第19条第8号 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ②提供先における用途 | 番号法第19条第8号別表第2に定める各事務(別紙1参照) | 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に定める各特定個人番号利用事務 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---------------------------|---|------|-----------------------------------|
| 令和7年8月18日 | II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ③提供する情報 | 介護保険給付等関係情報 | 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に定める各利用特定個人情報(別紙1参照) | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 別紙1の名称 | (別紙1)番号法第19条第8号別表第2に定める事務 | (別紙1)特定個人情報の提供先 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)特定個人情報の提供先表の見出し | 事務 | 特定個人番号利用事務 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)特定個人情報の提供先表の見出し | 特定個人情報 | 利用特定個人情報 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--|---|------|-----------------------------------|
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1) 特定個人情報の提供先 1 厚生労働大臣 | 項番 1 情報照会者 厚生労働大臣 特定個人番号利用事務 健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 利用特定個人情報 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)又は介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの | 削除 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1) 特定個人情報の提供先 2 全国健康保険協会 | 項番 2 情報照会者 全国健康保険協会 特定個人番号利用事務 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 健康保険法第五十五条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 利用特定個人情報 健康保険法第五十五条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの | 項番 2 情報照会者 全国健康保険協会 特定個人番号利用事務 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの 情報提供者 健康保険法第五十五条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 利用特定個人情報 健康保険法第五十五条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第四条で定めるもの | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|---|--|------|-----------------------------------|
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1) 特定個人情報の提供先 2 全国健康保険協会 | 項番 2 情報照会者 全国健康保険協会 特定個人番号利用事務 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 利用特定個人情報 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの | 項番 2 情報照会者 全国健康保険協会 特定個人番号利用事務 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの 情報提供者 市町村長 利用特定個人情報 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下この条において「介護保険給付等関係情報」という。)であって第四条で定めるもの | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1) 特定個人情報の提供先 3 健康保険組合 | 項番 3 情報照会者 健康保険組合 特定個人番号利用事務 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 利用特定個人情報 健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの | 項番 3 情報照会者 健康保険組合 特定個人番号利用事務 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの 情報提供者 健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 利用特定個人情報 健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第五条で定めるもの | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--|---|------|-----------------------------------|
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1) 特定個人情報の提供先 3 健康保険組合 | 項番 3 情報照会者 健康保険組合 特定個人番号利用事務 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 利用特定個人情報 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの | 項番 3 情報照会者 健康保険組合 特定個人番号利用事務 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの 情報提供者 市町村長 利用特定個人情報 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第五条で定めるもの | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1) 特定個人情報の提供先 4 厚生労働大臣 | 項番 4 情報照会者 厚生労働大臣 特定個人番号利用事務 船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 利用特定個人情報 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの | 削除 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|---|------|-----------------------------------|
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)特定個人情報の提供先 6 全国健康保険協会 | <p>項番 5</p> <p>情報照会者 全国健康保険協会</p> <p>特定個人番号利用事務 船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>情報提供者 船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者</p> <p>利用特定個人情報 船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの</p> | <p>項番 6</p> <p>情報照会者 全国健康保険協会</p> <p>特定個人番号利用事務 船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第八条で定めるもの</p> <p>情報提供者 船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者</p> <p>利用特定個人情報 船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第八条で定めるもの</p> | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)特定個人情報の提供先 7 全国健康保険協会 | <p>項番 6</p> <p>情報照会者 全国健康保険協会</p> <p>特定個人番号利用事務 船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>情報提供者 市町村長</p> <p>利用特定個人情報 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの</p> | <p>項番 7</p> <p>情報照会者 全国健康保険協会</p> <p>特定個人番号利用事務 船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの</p> <p>情報提供者 市町村長</p> <p>利用特定個人情報 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第九条で定めるもの</p> | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|--|---|------|-----------------------------------|
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1) 特定個人情報の提供先 11 都道府県知事 | 項番 8 情報照会者 都道府県知事 特定個人番号利用事務 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 利用特定個人情報 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの | 項番 11 情報照会者 都道府県知事 特定個人番号利用事務 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの 情報提供者 市町村長 利用特定個人情報 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給に関する情報(以下この条において「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって第十三条で定めるもの | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|---|------|-----------------------------------|
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1) 特定個人情報の提供先 15 市町村長 | <p>項番 11</p> <p>情報照会者 市町村長</p> <p>特定個人番号利用事務 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>情報提供者 市町村長</p> <p>利用特定個人情報 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの</p> | <p>項番 15</p> <p>情報照会者 市町村長</p> <p>特定個人番号利用事務 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの</p> <p>情報提供者 市町村長</p> <p>利用特定個人情報 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第十七条で定めるもの</p> | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1) 特定個人情報の提供先 27 市町村長 | <p>項番 17</p> <p>情報照会者 市町村長</p> <p>特定個人番号利用事務 予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>情報提供者 医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者</p> <p>利用特定個人情報 医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの</p> | <p>項番 27</p> <p>情報照会者 市町村長</p> <p>特定個人番号利用事務 予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって第二十九条で定めるもの</p> <p>情報提供者 医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者</p> <p>利用特定個人情報 医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって第二十九条で定めるもの</p> | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--|--------|------|---|
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1) 特定個人情報の提供先 30 社会福祉協議会 | 項番 30 情報照会者 社会福祉協議会 特定個人番号利用事務 社会福祉法による生計困難者に対して無利子 又は低利で資金を融通する事業の実施に關する 事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 利用特定個人情報 地方税関係情報、住民票関係情報、児童手当 関係情報又は介護保険給付等関係情報であつ て主務省令で定めるもの | 削除 | 事後 | その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|--------|------|-----------------------------------|
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1) 特定個人情報の提供先 33 日本私立学校振興・共済事業団 | 項番 33 情報照会者 日本私立学校振興・共済事業団 特定個人番号利用事務 私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 利用特定個人情報 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの | 削除 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|---|------|---|
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1) 特定個人情報の提供先 38 都道府県知事 | 項番 22 情報照会者 都道府県知事 特定個人番号利用事務 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 による入院措置に関する事務であって主務省令 で定めるもの 情報提供者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第三十条の二に規定する他の法律による医療 に関する給付の支給を行うこととされている者 利用特定個人情報 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第三十条の二に規定する他の法律による医療 に関する給付の支給に関する情報であって主務 省令で定めるもの | 項番 38 情報照会者 都道府県知事 特定個人番号利用事務 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 による入院措置に関する事務であって第四十条 で定めるもの 情報提供者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第三十条の二に規定する他の法律による医療 に関する給付の支給を行うこととされている者 利用特定個人情報 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第三十条の二に規定する他の法律による医療 に関する給付の支給に関する情報であって第四 十条で定めるもの | 事後 | その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--|--------|------|-----------------------------------|
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1) 特定個人情報の提供先 39 国家公務員共済組合 | 項番 39 情報照会者 国家公務員共済組合 特定個人番号利用事務 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 利用特定個人情報 国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの | 削除 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--|--|------|-----------------------------------|
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1) 特定個人情報の提供先 42 都道府県知事等 | 項番 26 情報照会者 都道府県知事等 特定個人番号利用事務 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 利用特定個人情報 地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの | 項番 42 情報照会者 都道府県知事等 特定個人番号利用事務 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの 情報提供者 市町村長 利用特定個人情報 地方税関係情報、母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)による児童手当及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十七号)附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法(以下「旧児童手当法」という。)附則第二条第一項の給付(以下「旧特例給付」という。)の支給に関する情報(以下この条において「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第四十四条で定めるもの | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|--|--------|------|-----------------------------------|
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1) 特定個人情報の提供先 43 市町村長又は国民健康保険組合 | 項番 43 情報照会者 市町村長又は国民健康保険組合 特定個人番号利用事務 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 利用特定個人情報 国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの | 削除 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--|--|------|-----------------------------------|
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)特定個人情報の提供先 46 厚生労働大臣又は共済組合等 | 項番 46 情報照会者 厚生労働大臣又は共済組合等 特定個人番号利用事務 国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 利用特定個人情報 国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第三百三十六条第一項(同法第四百十条第三項において準用する場合を含む。)、第三百三十八条第一項又は第四百一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの | 削除 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)特定個人情報の提供先 56 日本私立学校振興・共済事業団 | 項番 33 情報照会者 日本私立学校振興・共済事業団 特定個人番号利用事務 私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 利用特定個人情報 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの | 項番 56 情報照会者 日本私立学校振興・共済事業団 特定個人番号利用事務 私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって第五十八条で定めるもの 情報提供者 市町村長 利用特定個人情報 介護保険給付等関係情報であって第五十八条で定めるもの | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|---|--|------|-----------------------------------|
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1) 特定個人情報の提供先 58 地方公務員共済組合 | 項番 58 情報照会者 地方公務員共済組合 特定個人番号利用事務 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 地方公務員等共済組合法第六十二条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 利用特定個人情報 地方公務員等共済組合法第六十二条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの | 削除 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1) 特定個人情報の提供先 65 国家公務員共済組合 | 項番 39 情報照会者 国家公務員共済組合 特定個人番号利用事務 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 利用特定個人情報 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの | 項番 65 情報照会者 国家公務員共済組合 特定個人番号利用事務 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの 情報提供者 市町村長 利用特定個人情報 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第六十七条で定めるもの | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--|--|------|-----------------------------------|
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)特定個人情報の提供先 69 市町村長又は国民健康保険組合 | 項番 42 情報照会者 市町村長又は国民健康保険組合 特定個人番号利用事務 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 利用特定個人情報 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの | 項番 69 情報照会者 市町村長又は国民健康保険組合 特定個人番号利用事務 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの 情報提供者 市町村長 利用特定個人情報 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第七十一条で定めるもの | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)特定個人情報の提供先 70 市町村長又は国民健康保険組合 | | 項番 70 情報照会者 市町村長又は国民健康保険組合 特定個人番号利用事務 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第七十二条で定めるもの 情報提供者 国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 利用特定個人情報 国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第七十二条で定めるもの | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|--|---|------|-----------------------------------|
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1) 特定個人情報の提供先 80 市町村長 | <p>項番 56の2</p> <p>情報照会者 市町村長</p> <p>特定個人番号利用事務 災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>情報提供者 市町村長</p> <p>利用特定個人情報 児童福祉法による障害児通所支援若しくは母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの</p> | <p>項番 80</p> <p>情報照会者 市町村長</p> <p>特定個人番号利用事務 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって第八十二条で定めるもの</p> <p>情報提供者 市町村長</p> <p>利用特定個人情報 児童福祉法による障害児通所支援若しくは母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十二条で定めるもの</p> | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--|---|------|-----------------------------------|
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1) 特定個人情報の提供先 83 厚生労働大臣又は共済組合等 | 項番 83 情報照会者 厚生労働大臣又は共済組合等 特定個人番号利用事務 高齢者の医療の確保に関する法律による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 利用特定個人情報 高齢者の医療の確保に関する法律第百十条において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの | 削除 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1) 特定個人情報の提供先 83 地方公務員共済組合 | 項番 58 情報照会者 地方公務員共済組合 特定個人番号利用事務 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 利用特定個人情報 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの | 項番 83 情報照会者 地方公務員共済組合 特定個人番号利用事務 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの 情報提供者 市町村長 利用特定個人情報 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十五条で定めるもの | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|--|--|------|-----------------------------------|
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1) 特定個人情報の提供先 86 市町村長 | 項番 61 情報照会者 市町村長 特定個人番号利用事務 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 利用特定個人情報 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの | 項番 86 情報照会者 市町村長 特定個人番号利用事務 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの 情報提供者 市町村長 利用特定個人情報 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十八条で定めるもの | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1) 特定個人情報の提供先 87 市町村長 | 項番 62 情報照会者 市町村長 特定個人番号利用事務 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 利用特定個人情報 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの | 項番 87 情報照会者 市町村長 特定個人番号利用事務 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの 情報提供者 市町村長 利用特定個人情報 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十九条で定めるもの | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|--------|------|-----------------------------------|
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1) 特定個人情報の提供先 88 厚生労働大臣 | 項番 88 情報照会者 厚生労働大臣 特定個人番号利用事務 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 による一般疾病医療費の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの 情報提供者 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 第十八条第一項ただし書に規定する他の法令 による医療に関する給付の支給を行うこととされ ている者 利用特定個人情報 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 第十八条第一項ただし書に規定する他の法令 による医療に関する給付の支給に関する情報 であって主務省令で定めるもの | 削除 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|--------|------|-----------------------------------|
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1) 特定個人情報の提供先 93 市町村長 | 項番 93 情報照会者 市町村長 特定個人番号利用事務 介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 利用特定個人情報 介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの | 削除 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|--|------|-----------------------------------|
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)特定個人情報の提供先 95 厚生労働大臣又は共済組合等 | 項番 95 情報照会者 厚生労働大臣又は共済組合等 特定個人番号利用事務 介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 利用特定個人情報 介護保険法第三十六条第一項(同法第四十条第三項において準用する場合を含む。)、第三百三十八条第一項又は第四百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの | 削除 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)特定個人情報の提供先 108 市町村長 | | 項番 108 情報照会者 市町村長 特定個人番号利用事務 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第百十条で定めるもの 情報提供者 市町村長 利用特定個人情報 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第百十条で定めるもの | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|--|------|-----------------------------------|
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1) 特定個人情報の提供先 115 後期高齢者医療広域連合 | <p>項番 80</p> <p>情報照会者 後期高齢者医療広域連合</p> <p>特定個人番号利用事務 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>情報提供者 市町村長</p> <p>利用特定個人情報 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの</p> | <p>項番 115</p> <p>情報照会者 後期高齢者医療広域連合</p> <p>特定個人番号利用事務 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百十七条で定めるもの</p> <p>情報提供者 市町村長</p> <p>利用特定個人情報 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第百十七条で定めるもの</p> | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1) 特定個人情報の提供先 116 後期高齢者医療広域連合 | <p>項番 81</p> <p>情報照会者 後期高齢者医療広域連合</p> <p>特定個人番号利用事務 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>情報提供者 高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者</p> <p>利用特定個人情報 高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの</p> | <p>項番 116</p> <p>情報照会者 後期高齢者医療広域連合</p> <p>特定個人番号利用事務 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって第百十八条で定めるもの</p> <p>情報提供者 高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者</p> <p>利用特定個人情報 高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第百十八条で定めるもの</p> | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|---|--------|------|---|
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1) 特定個人情報の提供先 117 厚生労働大臣 | 項番 117 情報照会者 厚生労働大臣 特定個人番号利用事務 年金生活者支援給付金の支給に関する法律 による年金生活者支援給付金の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 利用特定個人情報 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護 保険給付等関係情報であって主務省令で定め るもの | 削除 | 事後 | その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--|---|------|-----------------------------------|
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1) 特定個人情報の提供先 125 都道府県知事等 | <p>項番 87</p> <p>情報照会者 都道府県知事等</p> <p>特定個人番号利用事務 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>情報提供者 市町村長</p> <p>利用特定個人情報 地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの</p> | <p>項番 125</p> <p>情報照会者 都道府県知事等</p> <p>特定個人番号利用事務 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第二百二十七条で定めるもの</p> <p>情報提供者 市町村長</p> <p>利用特定個人情報 地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第二百二十七条で定めるもの</p> | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1) 特定個人情報の提供先 128 都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長 | <p>項番 90</p> <p>情報照会者 都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長</p> <p>特定個人番号利用事務 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>情報提供者 市町村長</p> <p>利用特定個人情報 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの</p> | <p>項番 128</p> <p>情報照会者 都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長</p> <p>特定個人番号利用事務 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第三百十条で定めるもの</p> <p>情報提供者 市町村長</p> <p>利用特定個人情報 介護保険給付等関係情報であって第三百十条で定めるもの</p> | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--|---|------|-----------------------------------|
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1) 特定個人情報の提供先 132 市町村長 | 項番 94 情報照会者 市町村長 特定個人番号利用事務 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 利用特定個人情報 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの | 項番 132 情報照会者 市町村長 特定個人番号利用事務 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第三十四条で定めるもの 情報提供者 市町村長 利用特定個人情報 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第三十四条で定めるもの | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1) 特定個人情報の提供先 137 都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長 | 項番 97 情報照会者 都道府県知事又は保健所を設置する市の長 特定個人番号利用事務 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者 利用特定個人情報 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの | 項番 137 情報照会者 都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長 特定個人番号利用事務 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第三十九条で定めるもの 情報提供者 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者 利用特定個人情報 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって第三十九条で定めるもの | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|---|---|------|-----------------------------------|
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1) 特定個人情報の提供先 144 都道府県知事又は市町村長 | <p>項番 108</p> <p>情報照会者 都道府県知事又は市町村長</p> <p>特定個人番号利用事務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>情報提供者 市町村長</p> <p>利用特定個人情報 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの</p> | <p>項番 144</p> <p>情報照会者 都道府県知事又は市町村長</p> <p>特定個人番号利用事務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの</p> <p>情報提供者 市町村長</p> <p>利用特定個人情報 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第百四十六条で定めるもの</p> | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1) 特定個人情報の提供先 145 都道府県知事又は市町村長 | <p>項番 109</p> <p>情報照会者 都道府県知事又は市町村長</p> <p>特定個人番号利用事務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>情報提供者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者</p> <p>利用特定個人情報 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの</p> | <p>項番 145</p> <p>情報照会者 都道府県知事又は市町村長</p> <p>特定個人番号利用事務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって第百四十七条で定めるもの</p> <p>情報提供者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者</p> <p>利用特定個人情報 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって第百四十七条で定めるもの</p> | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--|--|------|-----------------------------------|
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1) 特定個人情報の提供先 158 都道府県知事 | | <p>項番 158</p> <p>情報照会者 都道府県知事</p> <p>特定個人番号利用事務 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの</p> <p>情報提供者 国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者</p> <p>利用特定個人情報 国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であって第百六十条で定めるもの</p> | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1) 特定個人情報の提供先 158 都道府県知事 | <p>項番 120</p> <p>情報照会者 都道府県知事</p> <p>特定個人番号利用事務 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>情報提供者 難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者</p> <p>利用特定個人情報 難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの</p> | <p>項番 158</p> <p>情報照会者 都道府県知事</p> <p>特定個人番号利用事務 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの</p> <p>情報提供者 難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者</p> <p>利用特定個人情報 難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第百六十条で定めるもの</p> | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--------------------------------|---|------|-----------------------------------|
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1) 特定個人情報の提供先 161 都道府県知事等 | | 項番 161 情報照会者 都道府県知事等 特定個人番号利用事務 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第六十三条で定めるもの 情報提供者 市町村長 利用特定個人情報 地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第六十三条で定めるもの | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 | 財政局税務部課税第一課 | 財政・変革局税務部課税第一課 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ②移転先における用途 | 番号法第9条第1項 別表第一 16に定める事務(地方税事務) | 番号法第9条第1項 別表 24に定める事務(地方税事務) | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--|---|------|-----------------------------------|
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先2 | 保健福祉局健康医療部保険年金課 | 保健福祉局長寿推進部保険年金課 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先2 ②移転先における用途 | 1 番号法第9条第1項 別表第一 30に定める事務(国民健康保険事務) 2 番号法第9条第1項 別表第一 59に定める事務(後期高齢者医療制度事務) 3 番号法第9条第1項 別表第一 95に定める事務(年金生活者支援給付金事務) | 1 番号法第9条第1項 別表 44に定める事務(国民健康保険事務) 2 番号法第9条第1項 別表 85に定める事務(後期高齢者医療制度事務) 3 番号法第9条第1項 別表 128に定める事務(年金生活者支援給付金事務) | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先3 | 保健福祉局総務部保護課 | 保健福祉局地域共生社会推進部保護課 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先3 ②移転先における用途 | ・番号法第9条第1項 別表第一 15に定める事務(生活保護事務) ・番号法第9条第1項 別表第一 63に定める事務(中国残留邦人等支援給付事務) | ・番号法第9条第1項 別表 23に定める事務(生活保護事務) ・番号法第9条第1項 別表 95に定める事務(中国残留邦人等支援給付事務) | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先4 ②移転先における用途 | 番号法第9条第1項 別表第一 10に定める事務(予防接種事務) | 番号法第9条第1項 別表 14に定める事務(予防接種事務) | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--|---|------|-----------------------------------|
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先5 | 保健福祉局障害福祉部障害者支援課・保健福祉局技術支援部地域リハビリテーション推進課 | 保健福祉局障害福祉部障害者支援課・保健福祉局保健所地域リハビリテーション推進課 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先5 ②移転先における用途 | 番号法第9条第1項 別表第一 84に定める事務(障害者自立支援給付事務) | 番号法第9条第1項 別表 117に定める事務(障害者自立支援給付事務) | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 評価実施機関内の他部署 | 財政局課税課、市民文化スポーツ局戸籍住民課、保健福祉局保険年金課、保護課 | 財政・変革局課税第一課、総務市民局区制推進課、保健福祉局保険年金課、保護課 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示 | 1 識別情報 介護保険法施行規則にて申請、届出時の記載事項として定められている。 2 連絡先等情報 介護保険法施行規則にて申請、届出時の記載事項として定められている。 3 業務関係情報 番号法第19条第1項第8号別表第二の第93、94の項及び番号法別表第2の主務省令に定められている。 | 1 識別情報 介護保険法施行規則にて申請、届出時の記載事項として定められている。 2 連絡先等情報 介護保険法施行規則にて申請、届出時の記載事項として定められている。 3 業務関係情報 番号法第19条第1項第8号、番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の131及び132の項に定められている。 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無 | 5件 | 7件 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|---|---|------|-----------------------------------|
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 | <p><北九州市における措置> セキュリティカードによる入退室管理を行っている部屋の、更にセキュリティカードで入退室管理を行っているサーバ室内のシステム基盤上に保管している。また、該当システム基盤のサーバログインは、ID/パスワードによる認証が必要で、限られたメンバーしか操作できない。</p> <p>特定個人情報を入手する際に用いた紙の申請・届出書等は、鍵付きの書類棚で保管している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> | <p><北九州市における措置> セキュリティカードによる入退室管理を行っている部屋の、更にセキュリティカードで入退室管理を行っているサーバ室内のシステム基盤上に保管している。また、該当システム基盤のサーバログインは、ID/パスワードによる認証が必要で、限られたメンバーしか操作できない。</p> <p>特定個人情報を入手する際に用いた紙の申請・届出書等は、鍵付きの書類棚で保管している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--|---|------|-----------------------------------|
| 令和7年8月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法 | <p><北九州市における措置> 業務に影響のないデータについては、システム内で定期的に消去処理を実行している。 特定個人情報を入手する際に用いた紙の申請・届出書等は、文書管理規程規定に基づく保管期限後に廃棄を行っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> | <p><北九州市における措置> 業務に影響のないデータについては、システム内で定期的に消去処理を実行している。 特定個人情報を入手する際に用いた紙の申請・届出書等は、文書管理規程規定に基づく保管期限後に廃棄を行っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</p> | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和7年8月18日 | (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 | - | 記載内容を別紙2への記載に変更 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和7年8月18日 | III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報が入力されたネットワークシステムとの接続 リスクに対する措置の内容 | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p> | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p> | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|---|------|-----------------------------------|
| 令和7年8月18日 | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p> <p>リスク1: 目的外の入手が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p> | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>1 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和7年8月18日 | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p> <p>リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p> | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|--|--|------|-----------------------------------|
| 令和7年8月18日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人 情報が不正確であるリスク リスクに対する措置の内容 | <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入力するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 | <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入力するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和7年8月18日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人 情報が漏えい・紛失するリス ク リスクに対する措置の内容 | <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 2 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 3 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 3 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。 | <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 2 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 3 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 3 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|--|------|-----------------------------------|
| 令和7年8月18日 | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われる リスク リスクに対する措置の内容</p> | <p><介護保険関係システムにおける措置> 特定個人情報の提供・移転時には、情報照会・情報提供(どの端末で、どの住民の情報についていつ参照を行ったか)の記録をデータベースに逐一保存することで、不正な提供を防止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>2 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> | <p><介護保険関係システムにおける措置> 特定個人情報の提供・移転時には、情報照会・情報提供(どの端末で、どの住民の情報についていつ参照を行ったか)の記録をデータベースに逐一保存することで、不正な提供を防止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--|--|------|-----------------------------------|
| 令和7年8月18日 | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容</p> | <p><介護保険関係システムにおける措置> 特定個人情報の提供・移転時には、情報照会・情報提供(どの端末で、どの住民の情報についていつ参照を行ったか)の記録をデータベースに逐一保存することで、不正な提供を防止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 2 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> | <p><介護保険関係システムにおける措置> 特定個人情報の提供・移転時には、情報照会・情報提供(どの端末で、どの住民の情報についていつ参照を行ったか)の記録をデータベースに逐一保存することで、不正な提供を防止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行っている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p> | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|---|------|---|
| 令和7年8月18日 | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策</p> <p>6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続</p> <p>リスク7: 誤った情報を提供し てしまうリスク、誤った相手に 提供してしまうリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p> | <p><介護保険関係システムにおける措置></p> <p>1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの 措置 提供・移転する情報のチェックを行い、誤った情 報が作成されないことをシステム上で担保する。</p> <p>2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの 措置 庁内連携システムでは本業務で保有する情報 をすべて連携することはできず、番号法に基づ き認められる情報のみ認められた相手にしか移 転できないよう、システムの仕組みとして担保さ れている。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>1 情報提供機能により、情報提供ネットワーク システムに情報提供を行う際には、情報提供許 可証と 情報照会者への経路情報を受領した上 で、情報照会内容に対応した情報提供をするこ とで、誤った相手に特定個人情報が提供される リスクに対応している。</p> <p>2 情報提供データベース管理機能(※)により、 「情報提供データベースへのインポートデータ」 の形式チェックと、接続端末の画面表示等によ り情報提供データベースの内容を確認できる手 段を準備することで、誤った特定個人情報を提 供してしまうリスクに対応している。</p> <p>3 情報提供データベース管理機能では、情報提 供データベースの副本データを既存業務シス テムの原本と照合するためのエクスポートデー タを出力する機能を有している。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する 機能。</p> | <p><介護保険関係システムにおける措置></p> <p>①誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの 措置 提供・移転する情報のチェックを行い、誤った情 報が作成されないことをシステム上で担保する。</p> <p>②誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの 措置 庁内連携システムでは本業務で保有する情報 をすべて連携することはできず、番号法に基づ き認められる情報のみ認められた相手にしか移 転できないよう、システムの仕組みとして担保さ れている。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワーク システムに情報提供を行う際には、提供許可証 と情報照会者への経路情報を受領した上で、情 報照会内容に対応した情報提供をすることで、 誤った相手に特定個人情報が提供されるリスク に対応している。</p> <p>②情報提供データベース管理機能(※)により、 「情報提供データベースへのインポートデータ」 の形式チェックと、接続端末の画面表示等によ り情報提供データベースの内容を確認できる手 段を準備することで、誤った特定個人情報を提 供してしまうリスクに対応している。</p> <p>③情報提供データベース管理機能では、情報提 供データベースの副本データを既存業務シス テムの原本と照合するためのエクスポートデー タを出力する機能を有している。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する 機能。</p> | 事後 | その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--|---|------|-----------------------------------|
| 令和7年8月18日 | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> | <p><北九州市における措置> 本市では、情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の業務システムへのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 2 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 4 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p> | <p><北九州市における措置> 本市では、情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の業務システムへのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p> | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|--|---|------|---|
| 令和7年8月18日 | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消 去</p> <p>リスク1: 特定個人情報の漏 れ・滅失・毀損リスク</p> <p>⑤物理的対策 具体的な対策の内容</p> | <p><北九州市における措置> 特定個人情報を管理しているサーバーの設置 場所は、以下の物理的対策を行っている。 1 建物及びサーバー室までの経路に機械警備 システムを導入し、入室可能な者の特定及び入 室の管理を行っている。 2 サーバー室の入口付近に監視カメラを設 置し、入退出者を管理している。 3 サーバー室内に設置したサーバーは、全て 鍵付のサーバーラックに設置している。 4 帳票を出力する印刷室についてもサーバー 室と同様な機械警備及び監視カメラによる入室 管理を行っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > 中間サーバー・プラットフォームをデータセン ターに構築し、設置場所への入退室者管理、有 人監視及び施錠管理をすることとしている。ま た、設置場所はデータセンター内の専用の領域 とし、他テナントとの混在によるリスクを回避す る。</p> | <p><北九州市における措置> 特定個人情報を管理しているサーバーの設置場所 は、以下の物理的対策を行っている。 ①建物及びサーバー室までの経路に機械警備システ ムを導入し、入室可能な者の特定及び入室の管理を 行っている。 ②サーバー室の入口付近に監視カメラを設置し、入退 出者を管理している。 ③サーバー室内に設置したサーバーは、全て鍵付の サーバーラックに設置している。 ④帳票を出力する印刷室についてもサーバー室と同 様な機械警備及び監視カメラによる入室管理を行 っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システ ムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録され たクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設 置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス 事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策 が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けてい る。 ・日本国内でデータを保管している。</p> | 事後 | その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|--|---|------|-----------------------------------|
| 令和7年8月18日 | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク</p> <p>⑥技術的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p> | <p><北九州市における措置></p> <p>1 特定個人情報ファイルを管理しているサーバーは、インターネット等の外部ネットワークから隔離されたネットワーク上に設置している。</p> <p>2 特定個人情報ファイルを管理している全てのサーバーには、ウイルス対策ソフトを導入しており、パターンファイルも最新版が適用されるよう管理している。</p> <p>3 特定個人情報ファイルにアクセスする業務用端末は、端末側に業務データが残らない方式を採用している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> | <p><北九州市における措置></p> <p>①特定個人情報ファイルを管理しているサーバーは、インターネット等の外部ネットワークから隔離されたネットワーク上に設置している。</p> <p>②特定個人情報ファイルを管理している全てのサーバーには、ウイルス対策ソフトを導入しており、パターンファイルも最新版が適用されるよう管理している。</p> <p>③特定個人情報ファイルにアクセスする業務用端末は、端末側に業務データが残らない方式を採用している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。</p> <p>⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p> | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|--|---|------|-----------------------------------|
| 令和7年8月18日 | IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容 | <p><北九州市における措置> 業務所管部署において、情報セキュリティに関する監査を定期的に行う。 【点検項目】 ・評価書記載事項と運用の実態 ・ICカード、パスワードの付与並びにアクセス権限の承認状況 ・委託者の情報資産の管理体制及びアクセス申請の状況 ・不要となった情報資産の消去状況 ・情報資産に関する研修の状況</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> | <p><北九州市における措置> 業務所管部署において、情報セキュリティに関する監査を定期的に行う。 【点検項目】 ・評価書記載事項と運用の実態 ・ICカード、パスワードの付与並びにアクセス権限の承認状況 ・委託者の情報資産の管理体制及びアクセス申請の状況 ・不要となった情報資産の消去状況 ・情報資産に関する研修の状況</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p> | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和7年8月18日 | IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法 | <p><北九州市における措置> 全職員を対象とした情報セキュリティ研修を年に1回実施し、情報セキュリティ意識の向上を図っている。更に、初任者及びセキュリティ責任者については別途、情報セキュリティに関する研修を年に1回実施している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施 することとしている。 2 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> | <p><北九州市における措置> 全職員を対象とした情報セキュリティ研修を年に1回実施し、情報セキュリティ意識の向上を図っている。更に、初任者及びセキュリティ責任者については別途、情報セキュリティに関する研修を年に1回実施している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p> | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--|---|------|-----------------------------------|
| 令和7年8月18日 | IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策 | <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> | <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p> | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和7年8月18日 | V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法 | 北九州市個人情報保護条例第17条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。 | 個人情報の保護に関する法律第77条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |
| 令和7年8月18日 | V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先 | 〒803-8501北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市保健福祉局地域福祉部介護保険課 (電話 093-582-2771) | 〒803-8501北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市保健福祉局長寿推進部介護保険課 (電話 093-582-2771) | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。 |